

文教福祉委員会

令和5年11月30日

1 議案審査

- (1) 議案第68号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【資料】

2 その他

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正趣旨

令和 5 年の特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応させるため、職員の給料表、期末・勤勉手当の支給月数を改める。

2 改正概要

(1) 第 1 条関係

項目・条文	改正内容	施行年月日
給料 (第 6 条、別表第 1)	公民格差 (0.98%) を解消するため、給料表を引上げ改定する。	公布の日 (令和 5 年 4 月 1 日から適用)
期末手当 (第 27 条) 勤勉手当 (第 30 条)	令和 5 年度の勤勉手当支給月数の改正 令和 5 年 12 月支給の一般職員勤勉手当支給月数を 0.1 月 (定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員は 0.05 月) 分引き上げる改正を行う。 令和 5 年 12 月支給の管理職員期末手当支給月数を 0.05 月 (定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員は 0.025 月) 及び管理職員勤勉手当支給月数を 0.05 月 (定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員は 0.025 月) 分引き上げる改正を行う。	公布の日

(2) 第 2 条関係

項目・条文	改正内容	施行年月日
期末手当 (第 27 条) 勤勉手当 (第 30 条)	令和 6 年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正 6 月及び 12 月支給の期末手当及び勤勉手当支給月数を均等になるよう配分する改正を行う。	令和 6 年 4 月 1 日

(3) 改正前後の期末・勤勉手当支給月数表

別紙 1 のとおり

3 新旧対照表

別紙 2 のとおり

改正前後の期末・勤勉手当支給月数

●第1条関係

			6月期	12月期	計
定年前再任用短時間勤務職員・ 暫定再任用職員	一般職員	現行	2.275月	2.275月	4.55月
			期末(1.20月)	期末(1.20月)	期末(2.40月)
		勤勉(1.075月)	勤勉(1.075月)	勤勉(2.15月)	
		改正後	2.275月	2.375月	4.65月
	期末(1.20月)		期末(1.20月)	期末(2.40月)	
	勤勉(1.075月)	勤勉(1.175月)	勤勉(2.25月)		
	管理職員	現行	2.275月	2.275月	4.55月
			期末(1.00月)	期末(1.00月)	期末(2.00月)
勤勉(1.275月)		勤勉(1.275月)	勤勉(2.55月)		
改正後		2.275月	2.375月	4.65月	
	期末(1.00月)	期末(1.05月)	期末(2.05月)		
勤勉(1.275月)	勤勉(1.325月)	勤勉(2.60月)			
定年前再任用短時間勤務職員・ 暫定再任用職員	一般職員	現行	1.20月	1.20月	2.40月
			期末(0.675月)	期末(0.675月)	期末(1.35月)
		勤勉(0.525月)	勤勉(0.525月)	勤勉(1.05月)	
		改正後	1.20月	1.25月	2.45月
	期末(0.675月)		期末(0.675月)	期末(1.35月)	
	勤勉(0.525月)	勤勉(0.575月)	勤勉(1.10月)		
	管理職員	現行	1.20月	1.20月	2.40月
			期末(0.575月)	期末(0.575月)	期末(1.15月)
勤勉(0.625月)		勤勉(0.625月)	勤勉(1.25月)		
改正後		1.20月	1.25月	2.45月	
	期末(0.575月)	期末(0.60月)	期末(1.175月)		
勤勉(0.625月)	勤勉(0.65月)	勤勉(1.275月)			

●第2条関係

			6月期	12月期	計
定年前再任用短時間勤務職員・ 暫定再任用職員	一般職員	一条改正案	2.275月	2.375月	4.65月
			期末(1.20月)	期末(1.20月)	期末(2.40月)
		勤勉(1.075月)	勤勉(1.175月)	勤勉(2.25月)	
		改正後	2.325月	2.325月	4.65月
	期末(1.20月)		期末(1.20月)	期末(2.40月)	
	勤勉(1.125月)	勤勉(1.125月)	勤勉(2.25月)		
	管理職員	一条改正案	2.275月	2.375月	4.65月
			期末(1.00月)	期末(1.05月)	期末(2.05月)
勤勉(1.275月)		勤勉(1.325月)	勤勉(2.60月)		
改正後		2.325月	2.325月	4.65月	
	期末(1.025月)	期末(1.025月)	期末(2.05月)		
勤勉(1.30月)	勤勉(1.30月)	勤勉(2.60月)			
定年前再任用短時間勤務職員・ 暫定再任用職員	一般職員	一条改正案	1.20月	1.25月	2.45月
			期末(0.675月)	期末(0.675月)	期末(1.35月)
		勤勉(0.525月)	勤勉(0.575月)	勤勉(1.10月)	
		改正後	1.225月	1.225月	2.45月
	期末(0.675月)		期末(0.675月)	期末(1.35月)	
	勤勉(0.55月)	勤勉(0.55月)	勤勉(1.10月)		
	管理職員	一条改正案	1.20月	1.25月	2.45月
			期末(0.575月)	期末(0.60月)	期末(1.175月)
勤勉(0.625月)		勤勉(0.65月)	勤勉(1.275月)		
改正後		1.225月	1.225月	2.45月	
	期末(0.5875月)	期末(0.5875月)	期末(1.175月)		
勤勉(0.6375月)	勤勉(0.6375月)	勤勉(1.275月)			

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例（第1条関係）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（期末手当） 第27条（現行に同じ）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4から6まで（現行に同じ） （勤勉手当） 第30条（現行に同じ）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7（現行に同じ） 別表第1（第6条関係）（別紙のとおり）</p>	<p>（期末手当） 第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで（略） （勤勉手当） 第30条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7（略） 別表第1（第6条関係）（別紙のとおり）</p>

○幼稚園教育職員の給与に関する条例（第2条関係）

新（改正後）	旧（第1条による改正案）
<p>（期末手当） 第27条（現行に同じ）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員</p>	<p>（期末手当） 第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員</p>

<p>の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4から6まで (現行に同じ) (勤勉手当)</p> <p>第30条 (現行に同じ)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u> (第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4から7まで (現行に同じ)</p>	<p>の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略) (勤勉手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u> (第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の132.5</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4から7まで (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定 (第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

(改正後)

別表第1 (第6条関係)
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	181,400	271,000	311,200	346,500
	2	183,500	273,000	313,500	349,100
	3	185,700	274,900	315,800	351,700
	4	187,900	276,600	318,100	354,300
	5	190,200	278,700	320,400	356,900
	6	192,300	280,800	322,200	359,500
	7	194,500	282,500	324,400	362,000
	8	196,600	284,200	326,300	364,400
	9	199,000	286,300	328,300	366,800
	10	201,100	288,200	330,300	369,100
	11	203,400	290,200	332,300	371,400
	12	205,700	292,100	334,200	373,700
	13	207,800	293,800	336,100	376,000
	14	209,600	295,800	338,100	378,300
	15	211,400	297,900	340,400	380,500
	16	212,900	299,600	342,700	382,700
	17	214,400	301,300	345,000	384,800
	18	216,100	303,600	347,400	386,700
	19	217,500	305,900	349,900	388,600
	20	219,400	308,200	352,400	390,500
	21	220,900	310,500	354,900	392,300
	22	222,400	312,200	356,900	394,200
	23	224,100	314,300	359,200	395,900
	24	225,800	316,400	361,500	397,500
	25	227,600	318,400	363,700	399,100
	26	228,900	320,400	365,700	400,800
	27	230,800	322,200	367,900	402,300
	28	232,600	323,900	369,900	403,900
	29	234,500	325,900	371,800	405,400
	30	236,200	327,600	373,800	406,800
	31	237,800	329,400	375,700	408,200
	32	239,700	331,100	377,500	409,600
	33	241,500	333,000	379,300	410,900
	34	243,200	334,800	381,100	412,100
	35	244,900	336,700	382,700	413,300
	36	246,800	338,700	384,100	414,500
	37	248,600	340,100	385,500	415,600
	38	250,300	341,800	386,800	416,600
	39	251,900	343,600	388,100	417,600
40	253,900	345,300	389,300	418,600	

(現行)

別表第1 (第6条関係)
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	174,200	262,800	306,400	344,200
	2	176,300	264,800	308,700	346,800
	3	178,400	266,800	311,000	349,400
	4	180,500	268,600	313,300	352,000
	5	182,500	270,800	315,600	354,600
	6	184,600	273,000	317,800	357,200
	7	186,700	275,000	320,200	359,700
	8	188,700	277,000	322,400	362,100
	9	190,900	279,100	324,600	364,500
	10	193,000	281,100	326,900	366,900
	11	195,200	283,200	329,200	369,300
	12	197,400	285,300	331,400	371,700
	13	199,500	287,400	333,600	374,000
	14	201,100	289,400	335,800	376,300
	15	202,900	291,600	338,100	378,500
	16	204,500	293,600	340,500	380,700
	17	206,000	295,700	342,900	382,800
	18	207,800	298,000	345,300	384,800
	19	209,200	300,300	347,800	386,800
	20	211,200	302,600	350,300	388,700
	21	212,700	304,900	352,800	390,600
	22	214,300	306,900	355,000	392,500
	23	216,000	309,300	357,300	394,300
	24	217,700	311,400	359,600	395,900
	25	219,500	313,700	361,800	397,600
	26	221,000	315,800	363,900	399,300
	27	222,900	317,900	366,100	400,800
	28	224,800	319,900	368,200	402,400
	29	226,700	321,900	370,200	403,900
	30	228,700	324,000	372,200	405,300
	31	230,600	326,100	374,100	406,700
	32	232,700	327,900	375,900	408,100
	33	234,700	330,000	377,700	409,400
	34	236,600	332,000	379,500	410,600
	35	238,500	334,100	381,200	411,800
	36	240,500	336,100	382,600	413,000
	37	242,500	337,700	384,000	414,100
	38	244,400	339,500	385,300	415,100
	39	246,400	341,300	386,600	416,100
40	248,500	343,100	387,800	417,100	

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	41	255,900	346,600	390,400	419,500
	42	257,400	348,200	391,600	420,400
	43	259,300	349,800	392,800	421,300
	44	261,300	351,200	393,800	422,100
	45	263,500	352,500	394,600	422,900
	46	265,300	354,000	395,500	423,600
	47	267,100	355,500	396,500	424,300
	48	269,300	357,000	397,500	424,900
	49	271,100	358,400	398,300	425,500
	50	273,000	359,800	399,100	426,200
	51	274,900	361,100	399,900	426,800
	52	276,900	362,500	400,700	427,300
	53	278,700	363,800	401,400	427,800
	54	280,400	365,100	402,200	428,400
	55	282,200	366,300	403,000	428,900
	56	284,300	367,500	403,700	429,500
	57	286,300	368,600	404,300	430,100
	58	288,200	369,700	405,000	430,700
	59	290,200	370,800	405,700	431,300
	60	292,200	371,900	406,400	431,900
	61	294,300	372,900	407,000	432,400
	62	296,100	374,000	407,600	432,900
	63	298,200	375,000	408,200	433,400
	64	300,200	375,900	408,800	434,000
	65	302,200	376,900	409,300	434,400
	66	304,100	377,800	409,800	434,900
	67	306,100	378,700	410,400	435,400
	68	308,000	379,500	411,000	435,800
	69	310,000	380,300	411,600	436,300
70	311,800	381,100	412,200	436,800	
71	313,700	381,900	412,800	437,300	
72	315,600	382,800	413,400	437,800	
73	317,400	383,600	413,900	438,200	
74	319,200	384,300	414,500	438,700	
75	321,200	384,900	415,000	439,200	
76	323,000	385,600	415,600	439,700	
77	324,800	386,200	416,000	440,100	
78	326,700	386,800	416,500	440,500	
79	328,300	387,300	417,000	441,000	
80	330,000	387,900	417,500	441,500	

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	41	250,500	344,700	389,000	418,000
	42	252,400	346,400	390,200	418,900
	43	254,500	348,100	391,400	419,800
	44	256,500	349,700	392,400	420,600
	45	258,700	351,100	393,200	421,400
	46	260,500	352,600	394,100	422,100
	47	262,300	354,100	395,100	422,800
	48	264,500	355,600	396,100	423,400
	49	266,400	357,000	396,900	424,100
	50	268,600	358,400	397,700	424,800
	51	270,900	359,700	398,500	425,400
	52	273,000	361,100	399,300	425,900
	53	275,000	362,400	400,000	426,400
	54	277,000	363,700	400,800	427,000
	55	279,200	364,900	401,600	427,500
	56	281,300	366,100	402,300	428,100
	57	283,300	367,200	402,900	428,700
	58	285,300	368,300	403,600	429,300
	59	287,300	369,400	404,300	429,900
	60	289,300	370,500	405,000	430,500
	61	291,400	371,500	405,600	431,000
	62	293,400	372,600	406,200	431,500
	63	295,500	373,600	406,800	432,000
	64	297,500	374,500	407,400	432,600
	65	299,500	375,500	407,900	433,000
	66	301,500	376,400	408,400	433,500
	67	303,600	377,300	409,000	434,000
	68	305,600	378,100	409,600	434,400
	69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400	
71	311,500	380,500	411,400	435,900	
72	313,500	381,400	412,000	436,400	
73	315,400	382,200	412,500	436,800	
74	317,300	382,900	413,100	437,300	
75	319,400	383,500	413,600	437,800	
76	321,300	384,200	414,200	438,300	
77	323,200	384,800	414,700	438,700	
78	325,100	385,400	415,200	439,100	
79	326,800	385,900	415,700	439,600	
80	328,500	386,500	416,200	440,100	

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	81	331,600	388,500	418,000	442,000
	82	333,200	389,000	418,500	442,500
	83	334,900	389,600	419,000	443,000
	84	336,400	390,200	419,500	443,400
	85	337,800	390,800	419,900	443,900
	86	339,300	391,400	420,300	444,300
	87	340,800	391,900	420,800	444,700
	88	342,100	392,500	421,300	445,100
	89	343,400	393,000	421,800	445,400
	90	344,700	393,400	422,200	445,800
	91	345,900	394,000	422,700	446,200
	92	347,100	394,500	423,200	446,600
	93	348,200	395,000	423,600	447,000
	94	349,300	395,500	424,000	447,400
	95	350,300	396,000	424,400	447,800
	96	351,300	396,500	424,800	448,200
	97	352,300	396,900	425,200	448,600
	98	353,200	397,300	425,500	448,900
	99	354,000	397,800	425,900	449,300
100	354,700	398,300	426,300	449,700	
101	355,400	398,800	426,700	450,100	
102	356,100	399,300	427,100		
103	356,800	399,800	427,500		
104	357,300	400,300	427,900		
105	357,900	400,800	428,300		
106	358,400	401,300	428,700		
107	358,900	401,800	429,100		
108	359,500	402,300	429,500		
109	360,200	402,700	429,800		
110	360,700	403,100	430,200		
111	361,200	403,600	430,600		
112	361,700	404,100	431,000		
113	362,200	404,600	431,300		
114	362,700	405,000			
115	363,200	405,400			
116	363,700	405,800			
117	364,100	406,200			
118	364,500	406,600			
119	365,000	407,000			
120	365,500	407,400			

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	81	330,200	387,100	416,700	440,600
	82	331,800	387,600	417,200	441,100
	83	333,500	388,200	417,700	441,600
	84	335,000	388,800	418,200	442,000
	85	336,400	389,400	418,600	442,500
	86	337,900	390,000	419,000	442,900
	87	339,400	390,500	419,500	443,300
	88	340,700	391,100	420,000	443,700
	89	342,000	391,600	420,500	444,000
	90	343,300	392,100	420,900	444,400
	91	344,500	392,700	421,400	444,800
	92	345,700	393,200	421,900	445,200
	93	346,800	393,700	422,300	445,600
	94	347,900	394,200	422,700	446,000
	95	348,900	394,700	423,100	446,400
	96	349,900	395,200	423,500	446,800
	97	350,900	395,600	423,900	447,200
	98	351,800	396,000	424,200	447,500
	99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300	
101	354,000	397,500	425,400	448,700	
102	354,700	398,000	425,800		
103	355,400	398,500	426,200		
104	355,900	399,000	426,600		
105	356,500	399,500	427,000		
106	357,000	400,000	427,400		
107	357,500	400,500	427,800		
108	358,100	401,000	428,200		
109	358,800	401,400	428,500		
110	359,300	401,900	428,900		
111	359,800	402,400	429,300		
112	360,300	402,900	429,700		
113	360,800	403,400	430,000		
114	361,300	403,800			
115	361,800	404,200			
116	362,300	404,600			
117	362,700	405,000			
118	363,100	405,400			
119	363,600	405,800			
120	364,100	406,200			

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	121	366,000	407,800		
	122	366,500	408,100		
	123	367,000	408,500		
	124	367,400	408,900		
	125	367,800	409,300		
	126	368,100	409,700		
	127	368,500	410,100		
	128	368,900	410,500		
	129	369,200	410,800		
	130	369,400			
	131	369,800			
	132	370,200			
	133	370,600			
	134	370,900			
	135	371,300			
	136	371,700			
	137	372,100			
	138	372,500			
	139	372,900			
	140	373,300			
	141	373,600			
	142	374,000			
	143	374,400			
	144	374,700			
	145	375,100			
	146	375,500			
	147	375,900			
	148	376,300			
	149	376,700			
	150	377,100			
	151	377,500			
152	377,900				
153	378,200				
154	378,600				
155	379,000				
156	379,400				
157	379,800				
158	380,200				
159	380,600				
160	381,000				

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	121	364,600	406,600		
	122	365,100	406,900		
	123	365,600	407,300		
	124	366,000	407,700		
	125	366,400	408,100		
	126	366,800	408,500		
	127	367,200	408,900		
	128	367,600	409,300		
	129	367,900	409,600		
	130	368,200			
	131	368,600			
	132	369,000			
	133	369,400			
	134	369,700			
	135	370,100			
	136	370,500			
	137	370,900			
	138	371,300			
	139	371,700			
	140	372,100			
	141	372,400			
	142	372,800			
	143	373,200			
	144	373,500			
	145	373,900			
	146	374,300			
	147	374,700			
	148	375,100			
	149	375,500			
	150	375,900			
	151	376,300			
152	376,700				
153	377,000				
154	377,400				
155	377,800				
156	378,200				
157	378,600				
158	379,000				
159	379,400				
160	379,800				

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	161	381,400			
	162	381,800			
	163	382,200			
	164	382,600			
	165	382,900			
	166	383,300			
	167	383,600			
	168	384,000			
	169	384,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		230,600	269,400	292,600	331,700

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
	169	383,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		229,400	268,200	291,300	330,300